

旅館業営業許可申請について

<営業許可申請の手続きを要する場合>

- ・ 新しく建築物を建て、旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業施設で、建築延べ面積の50%以上にわたる増改築、移転等をする場合
- ・ 既許可営業施設で、営業者が変わる場合（営業者が個人→法人、法人→個人となった場合も含む）※承継承認申請による手続きが可能な場合があります。
- ・ 既存の建築物（用途が旅館以外のもの）の用途を変更して旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業の種別を変更する場合（例 旅館営業→簡易宿所営業）

<旅館業許可申請のながれ>

① 事前相談、他法令の確認

- ・ 建設や改築工事等の前に、現在の施設基準に適合するかご相談ください。
 - ・ ・ ・ 「構造設備の基準」、「玄関帳場について」及び「入浴設備の構造設備基準」参照
- ・ 平成16年度、施設基準が大きく変わりました。それ以前に旅館業の許可を取得していた施設では、申請する際に注意が必要です。
- ・ 旅館業法以外の法令については、裏面に記載の関係機関にお問い合わせください。



② 申請書提出 . . . 「旅館業営業許可申請に必要な書類等の一覧」参照



③ 現地調査

- ・ 申請内容と相異がないか、監視員が現地を調査します。
- ・ 立会いが必要です。

土日、祝日、年末
年始休暇を除く
15日間以内



④ 許可または不許可の決定



⑤ 許可指令書の交付

※営業施設が学校等の敷地からおおむね100メートル以内の距離にある場合には、許可または不許可の決定までに、さらに一か月程度要することがあります。

ホームページにも各様式を掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m7k/kankyo/p1102851.html> 又は

小田原 旅館 申請

検索

⇒ 「旅館業営業の申請について」

問合せ先

神奈川県

小田原保健福祉事務所

生活衛生部 環境衛生課

電話 0465-32-8000

FAX 0465-32-8138

<関係機関の問合せ先>

※お問い合わせの際は、旅館業許可申請予定である旨をお伝えください。

関係法令	地域	所管部署	電話番号	住所
消防法	箱根町	箱根町消防本部	0460 - 82 - 4505	箱根町宮ノ下 467-1
	湯河原町 真鶴町	湯河原町消防本部	0465 - 60 - 0119	湯河原町土肥 1-5-22
	小田原市	小田原消防本部	0465 - 49 - 4591	小田原市前川 183-18
建築基準法	箱根町 湯河原町 真鶴町	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	0465 - 83 - 5111	開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)
	小田原市	小田原市役所 建築指導課	0465 - 33 - 1433	小田原市荻窪 300
①都市計画法 ②廃棄物の処理 及び清掃に 関する法律	箱根町	箱根町 ①都市整備課 ②環境課	①インターネット 検索(※1)又は 0460-85-9566 ②0460 - 85 - 9565	箱根町湯本 256
	湯河原町	湯河原町 ①まちづくり課 ②環境課 保全係	0465 - 63 - 2111(代)	湯河原町中央 2-2-1
	真鶴町	真鶴町 ①まちづくり課 ②町民生活課 環境係	0465 - 68 - 1131(代)	真鶴町岩 244-1
	小田原市	小田原市 ①都市計画課 ②環境事業センター	①インターネット 検索又は窓口相談 ②0465 - 34 - 7325	①小田原市荻窪 300 ②小田原市久野 3768
水質汚濁防止法	箱根町 湯河原町 真鶴町	県西地域県政総合センター 環境保全課	0465 - 32 - 8000 内線 2422~2427	小田原市荻窪 350-1 (小田原合同庁舎 3 階)
	小田原市	小田原市 環境保護課	0465 - 33 - 1483	小田原市荻窪 300
自然公園法	環境省 関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園 管理 事務所		0460 - 84 - 8727	箱根町元箱根 164
屋外広告物条例	県西土木事務所小田原土木センター 計画建築部 許認可指導課		0465 - 34 - 4141	小田原市東町5-2-58
土地利用調整 条例(※2)	土地水資源対策課		045 - 210 - 3115	横浜市中区日本大通 1
風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律	小田原警察署 生活安全課		0465 - 32 - 0110	小田原市荻窪 350-1
食品衛生法	小田原保健福祉事務所 食品衛生課		0465-32-8000 内線 3282~3285	小田原市荻窪 350-1
温泉法	小田原保健福祉事務所 温泉課		0465-32-8000 内線 3292, 3293	(小田原合同庁舎 4 階)

※1 「都市計画情報の公開について」(箱根町ホームページ)

※2 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務づけた条例です。

集合住宅や別荘地等、管理規約が定められている場合は、営業許可後のトラブルを防止するため、旅館業営業について禁止されていないことを事前にご確認ください。